

昭和三十三年四月八日提出  
質問 第二号

北海道にテレビジョン・チャンネル割当に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十三年四月八日

提出者 渡邊 惣藏

衆議院議長 益谷 秀次 殿

## 北海道にテレビジョン・チャンネル割当に関する質問主意書

一 現在、北海道は民間放送二局を充分維持できる経済力をもちながら、民間放送が一局しか免許されておらず、しかも今度のテレビジョンのチャンネル・プランの発表によれば、「一般放送事業者による放送を併立させることに特に意義があると認められる重要地区について併立を可能にする。」方針が樹てられたのであるが、北海道は民間放送の併立が可能視される地区から、その第一次案には除外された恰好になったのであるが、その除外された理由を承りたい。

一 北海道の開発は第二次五箇年計画に入り、今後産業の発展とともに人口の増加が確実に約束されており、その最終年度には七十万を増加し、五百五十万となる計画である。また北海道文化の向上と北海道開発促進の上からも、あるいは言論情報の独占的支配を排除する意味からも北海道に「テレビ局の二局併立を許す。」意義ある地区と考えるが、政府の所見いかん。

一 マスコミュニケーションの大きな役割をもつ放送事業（ラジオ、テレビ）が、北海道において

従来通り一局によつて支配され、かつそれが一局しかないということは地域的言論の独占形態をつくることになり、これは放送法の趣旨にも反するものであり、その地域住民にとっては誠に不幸といわなければならぬ。特に地理的条件に恵まれていない北海道を再考され、少なくとも二系統のテレビ電波を入れる必要があると思うが、この点について政府の明確な所見を承りたい。

右質問する。